

# 地域密着型サービス事業者公募要項

小規模多機能型居宅介護  
看護小規模多機能型居宅介護

平成 3 0 年 4 月

三重県桑名市

## 1. 公募の趣旨

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、身近な地域で提供されるサービスです。

桑名市では、平成30年度から3カ年の第7期介護保険事業計画に基づき、質の高い地域密着型サービスを提供する観点から、事業候補者を公募により選定します。

## 2. 公募するサービス種別と整備数

サービス種別	募集する日常生活圏域	整備数	開設時期
小規模多機能型居宅介護 又は 看護小規模多機能型居宅介護	全ての圏域 ※6(3)①をご確認ください。	4ヶ所	平成31年～32年度

※ 今回、施設整備の補助金を活用する際は、整備年は平成31年度以降になり、平成30年整備予定の場合、補助金の対象にはなりません。

## 3. 応募要件

- (1) 法人格をもっていること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項及び第115条の12第2項に定める欠格事項に該当しないこと。
- (3) 法人市民税、固定資産税、都市計画税を過去3年間滞納していないこと。
- (4) 整備事業の運営を直接行う事業者であること。
- (5) 施設を整備する土地建物は、設置者が所有権を有するか、又は取得が見込まれていること、あるいは賃貸借契約の締結が確実であること。  
※整備する土地を借地とする場合、事業の安定的、継続的な運営を確保する観点から、その賃貸借に係る契約期間は長期（20年以上）を前提とする。  
※利用者家族との交流機会の確保や地域住民との交流の観点から、住宅地または住宅地と同程度の地域の中にあることが必要です。  
※土地の確保、取得等については各事業者自らの責任で行っていただきます。
- (6) 平成33年3月31日までに整備が完了すること。
- (7) 必要とされる老人福祉法、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令に従うこと。また、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例を遵守すること。  
※建物の配置・構造は、十分な耐震基準を満たし、日照、採光、換気等にも配慮すること。

(8) 地域住民への説明を行っていること。

(看護)小規模多機能型居宅介護事業所は「運営推進会議」の設置が義務付けられており、そのメンバーには地域住民の代表者を含めるとされていること等から、地域との連携、交流が特に重要です。

整備予定地の地域住民(近隣に居住している住民のほか、自治会など。)には施設の説明を行い、報告書(様式10)、議事録、承諾書又は同意書(任意様式)を提出してください。なお、説明にあたっては、「桑名市の事業者公募に応募し、選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」という旨を資料に記載するなど、誤解のないように十分注意して行ってください。

※ 説明会の報告書、議事録については、必ず、自治会など地域住民に写しを送付するなどにより、周知しておいてください。

#### 4. 公募に関する質問について

(1) 質問受付締切及び提出先

受付締切：5月7日(月)～5月9日(水)午後5時15分まで

提出方法：質問書(様式11)を、次の提出先に直接ご持参またはFAXしてください。

※FAXの場合、到着確認のために電話連絡をお願いします。

提出先：桑名市役所1階 保健福祉部 介護高齢課

【FAX(0594)24-3133】

(2) 質問への回答

5月15日(火)までに、桑名市ホームページに掲載します。

#### 5. 応募方法

(1) 応募申込書、事前協議書の提出

4～5ページの「提出書類一覧」にある書類一式を綴ったもの(以下「正本」という。)を2部、同一覧のうち(2)、(7)、(9)、(10)、(11)、(16)及び(22)を綴ったもの(以下「副本」という。)を11部提出してください。

(2) 提出に関する留意事項

- ・様式はEメールで送付いたします。最終ページに記載の連絡先にお問い合わせください。
- ・提出いただいた書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・提出書類については、応募者の都合による変更は認めません。
- ・書類の体裁は次のように整えてください。
  - 用紙サイズは、証明書類など既定のもの及び図面類を除き原則A4版とし、「提出書類一覧」の順に並べる。

- 正本、副本ともに項目ごとにインデックス（番号+項目名）をつけ、フラットファイル等で綴る。
- 正本は、綴りの表紙と背表紙に「応募するサービス種別」及び「法人名」を記載する。
- 副本は、事業者及び個人が特定できる記述部分全て（代表者印を含む。）について、マスキング（塗りつぶし）を施す。

なお、市が必要と認めたときには、別途参考資料の提出を求める場合があります。

### （３）応募受付期間及び提出先

受付期間：平成30年5月21日（月）～5月29日（火）（土日祝を除く。）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

提出先：桑名市役所1階 保健福祉部 介護高齢課

※直接ご持参ください。郵送、FAX、インターネット等による受付は行いません。

### 提出書類一覧

書類名等	内容等	様式
(1) 公募申込書		様式1
(2) 事前協議書		様式2
(3) 建築のための法的各種開発規制等の状況確認報告書	建設予定地が各種開発規制等に該当する場合は、確実に除外等が可能と確認できる書類	様式3
(4) 資金計画書		様式4
(5) 収支予算書		様式5
(6) 借入金償還計画表	償還計画の根拠となる資料（積算資料）を添付	様式6
(7) 経歴書	法人代表者及び管理者、計画作成担当者等の資格者証・修了証等の写し及び従事予定の確認票を添付	様式7・参考資料1
(8) 誓約書		様式8
(9) 行政処分又は勧告の内容	過去10年の間に受けた介護保険法等に基づく行政処分又は勧告の内容 (該当がない場合も作成・提出すること)	様式9
(10) 地元説明会報告書	説明会資料、対象住民の範囲、質疑応答及び住民の意見等	様式10
(11) 地元同意書、議事録		任意様式
(12) 法人の登記簿謄本	申込前3ヶ月以内に発行されたもの	
(13) 納税証明書	法人市民税、固定資産税、都市計画税の過去3年間の納税証明書。設立後に決算を迎えていない法人については、法人代表者の市税等に係る過去3年間の納税証明書	
(14) 法人印鑑証明書	申込前3ヶ月以内に発行されたもの	

(15) 建設予定地の登記簿謄本	申込前3ヶ月以内に発行されたもの (来客・職員駐車場敷地含む)	
(16) 建設予定地の位置図	広域図及び周辺地図、住宅地図	
(17) 建設予定地の公図	建設予定地(来客・職員駐車場を含む)及び建物 形状を図示すること	
(18) 建設予定地の現況写真		
(19) 建設予定地を購入予定の 場合、所有が確実に見込ま れることが確認できる書類		
(20) 建設予定地を賃貸借予定 の場合、契約書若しくは契 約が確実に見込まれること が確認できる書類		
(21) 建設予定地に抵当権等の 所有権・(本事業に係る)賃 借権以外の権利が設定され ている場合、その内容と、 抹消が可能である場合は、 それが確認できる書類		
(22) 整備予定事業所の敷地内 配置図(来客・職員駐車場 を含む)、平面図及び立面図	方位、縮尺、各室の面積、廊下幅、扉・窓の開放 部分等も平面図に記載すること。面積や廊下幅 等、施設基準に定めがあるものは、有効面積及び 幅を併記すること。廊下幅は手すり部分を除く。 図面類はA3版で統一すること。	
(23) 自己資金の確保が確認で きる書類	平成30年4月1日以降の預金残高証明書 又は 財源の確保の見込みが確認できる書類	
(24) 直近の資金収支計算書、賃 貸借対照表、事業活動収支 計算書	親会社がある場合については、それらに関する同 様の決算書	任意様式
(25) 定款又は寄付行為	最新のもの	
(26) 協力医療機関の承諾書		
(27) 緊急対応マニュアル等	緊急時(災害)・事故(防止)・苦情・身体拘束廃 止・感染症対応マニュアル	任意様式
(28) 工程表		任意様式
(29) その他参考となる資料		

## 6. 審査・選考

### (1) 審査方法

事務局による書類審査と、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会 介護サービス事業者選定部会」において行っていただくプレゼンテーションにより、本事業に対する考え方や本市の定める「桑名市地域包括ケア計画」の理解度を審査します。

### (2) 選定方法

・「3. 応募要件」について事務局で確認を行い、要件を満たしている応募者に対し、プレゼンテーションの通知をします。

・企画提案書の提出順に、プレゼンテーションを行います。

・プレゼンテーションの時間は20分程度で、出席者は3名以内とします。企画提案書の内容について10分以内で説明してください。その後、質疑応答の時間10分程度設けます。

・書類審査及びプレゼンテーション審査における各審査委員の持ち点を合計した点数の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合計した点数が最低基準点に満たない場合は、選外とします。

・最低基準点以上の得点を挙げた応募者のうち、上位4者を選定します。複数の応募者の合計得点が同点の場合、審査委員により審議を行い、委員長が順位を決定します。

・選定された応募者が辞退した場合、次順位者を繰り上げて選定します。ただし、次順位者が既に他サービスで事業実施を決めている場合等は、この限りではありません。

### (3) 審査の視点

#### ・建設予定地

- ① 建設予定の圏域における事業所数が、他の圏域に比べて少ないか(参考1及び2を参照。)
- ② 住宅地に立地し、地域に密着した運営が可能か

#### ・法人について

- ③ 医療・保健・福祉事業の運営実績
- ④ 認知症介護についての十分な知識や経験があるか
- ⑤ 運営理念・方針及び事業目的、法令等の遵守
- ⑥ 資金・運営計画(法人の安定性・継続性)
- ⑦ 施設管理運営体制、安全性への配慮

#### ・施設計画

- ⑧ 居室の面積、施設の設備等
- ⑨ 安全で快適な空間づくりに配慮したものであるか
- ⑩ 利用者の観点から環境、防災について考慮しているか
- ⑪ 地域交流スペースを設けているか

#### ・運営計画

- ⑫ 職員の配置計画、医療機関等関係機関との連携
- ⑬ 地元との必要な調整が図られ、地域住民との連携や交流が確保できるか

- ⑭ 国の基準に対しての利用者負担額
- ⑮ 事業計画の適合性
- ⑯ 地域交流スペースを活用した事業の計画
- ・桑名市地域包括ケア計画の理解等
  - ⑰ 職員の確保、育成、資質向上に向けた取り組みになっているか。
  - ⑱ 地域包括ケアシステムの中で（看護）小規模多機能型居宅介護が果たすべき役割を理解し、実践できる構想となっているか。
  - ⑲ 「地域生活応援会議」に出席する意義を理解しているか。
  - ⑳ 地域住民を巻き込んだ施設運営を計画しているか。

#### （４）審査結果の通知・公表

審査・選定の結果は、平成30年6月中旬（予定）を目途に各応募者あてに文書で通知し、桑名市ホームページでも公表します。

なお、この選定に関する異議は一切受け付けません。

#### （５）その他

事業者の応募がなかった場合、又は審査の結果、選定基準に満たない等により事業者が選定されなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

### 7. 選定後の手続きについて

選定された事業者は、事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、市に指定申請書を提出していただきます。市は、指定申請書の内容等を精査し、事業所の指定をします。ただし、当該サービスの指定基準に満たない場合には、指定しないことがあります。

### 8. 公募スケジュール

4月23日～5月21日	公募要項の公表
5月7日～5月9日	公募に関する質問 受付期間
5月15日	公募に関する質問 回答公表予定日
5月21日～5月29日	応募受付期間
6月上旬（予定）	審査（書類審査・プレゼンテーションなど）
6月中旬（予定）	事業候補者決定、公表

### 9. その他留意事項

- 応募後、やむを得ない理由等で辞退する場合には、辞退理由を明記の上、応募者の署名及び捺印のある辞退届（参考様式：応募辞退届）を提出してください。
- 提出に際し必要な費用は、応募者の負担となります。
- 市が受理した書類は公文書となります。このため、桑名市情報公開条例の規定に基づき、開示される場合があります。

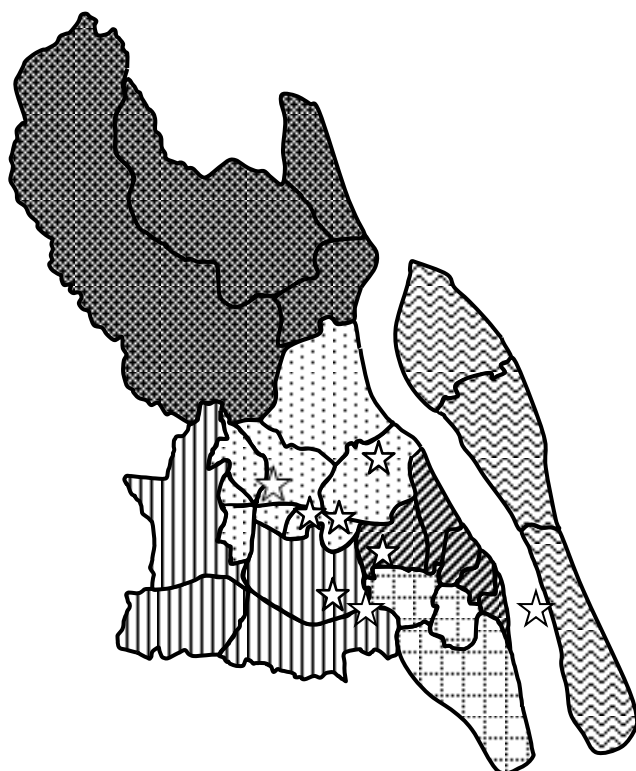
●今後の施設整備補助金運用については、現時点では未定ですが、昨年度までであれば、この公募要項に基づく桑名市の事業者選定を経た後、市が三重県に補助協議書類を提出し、県の審査で補助対象事業として認められる必要があります。市から補助対象者への補助内示は、市が県からの内示を受領し、所定の手続きを経てからの通知となります。

《参考1》 日常生活圏域

日常生活圏域	地区
東部圏域	精義、立教、城東、修徳、大成
西部圏域	桑部、在良、七和、久米
南部圏域	日進、益世、城南
北部圏域	大和、深谷、筒尾、松ノ木、大山田、野田、藤が丘、新西方、星見ヶ丘
多度圏域	多度
長島圏域	長島

《参考2》 (看護) 小規模多機能型居宅介護 事業所数及び定員数

(平成30年3月末日現在。)



圏域	事業所数 (か所)	定員数 (人)
東部	1	25
西部	1	25
南部	1	18
北部	4 (うち看多機1)	111 (うち看多機29)
多度	0	0
長島	1	29
全域	8	208

〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地

桑名市役所 保健福祉部 介護高齢課

TEL 0594-24-1489

FAX 0594-24-3133

E-mail kaigom@city.kuwana.lg.jp